

夏の交通安全県民運動実施要綱

令和7年7月10日（木）～7月19日（土）

運 動 の 目 的		この運動は、県民一人一人が、交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践することにより、交通事故を防止することを目的とする。	
運 動 の 進 め 方		実施機関・団体は、相互の連携を密にして、地域や組織の実情に即した実効性のある交通安全運動を展開する。	
運 動 の 重 点 及 び 実 施 事 項			
重 点	飲酒運転の撲滅	こどもと高齢者の交通事故防止 ～横断歩道マナーアップ運動の推進～	自転車・特定小型原動機付自転車 利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底
運転者・歩行者は	○ 飲酒するときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。 ○ 二日酔い運転しないよう、運転前にアルコールが残っていないか確認しましょう。 ○ 「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」ことを徹底しましょう。 ○ 飲酒運転を見掛けたら必ず110番通報しましょう。	○ 横断歩道に歩行者がいるときは、必ず一時停止して歩行者を優先させましょう。 ○ 横断する時は、車が確実に停止するのを待って渡りましょう。 ○ 近くに横断歩道がある時は、必ず横断歩道を利用し、横断中も周囲の安全を確認しましょう。 ○ 高齢者は加齢に伴う身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を心掛けましょう。	○ 自転車・特定小型原動機付自転車に乗る際はヘルメットを着用し、交通ルールを理解して安全に利用しましょう。 ○ 自転車は車両であり、車道通行が原則、歩道は例外です。歩道では必ず歩行者を優先しましょう。 ○ 「自転車安全利用五則」を守りましょう。（※1） ○ 自転車保険に必ず加入しましょう。
家庭・学校・地域・職場では	○ 飲酒運転による事故の悲惨さや責任の重さについて話し合いましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業（宣言の店）に登録し、飲酒運転撲滅を呼び掛けましょう。 ○ 飲酒運転通報訓練を始めとする研修会の実施などに取り組みましょう。 ○ 運転前後の従業員に対して、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無を確認をしましょう。	○ 横断歩道手前での減速・停止義務や横断歩道における歩行者優先義務について周知しましょう。 ○ 加齢による身体機能の変化に応じ、体調や天候等を考えて安全に運転する補償運転を周知しましょう。 ○ 「ながらスマホ」「妨害運転」等の悪質性・危険性について話し合いましょう。 ○ 通り慣れた道路の危険箇所や身近に起きた交通事故等について話し合いましょう。 ○ こどもや高齢者の特性を理解し、歩行者の安全確保に努めましょう。	○ ヘルメットの着用を呼び掛けましょう。 ○ 自転車の「ながらスマホ」「飲酒運転」等の交通違反の危険性について話し合いましょう。 ○ 従業員に対して、自転車の安全利用に関する指導を行い、保険加入状況について確認しましょう。 ○ 自転車の定期的な点検整備に努めましょう。
実施機関・団体は	○ 福岡県飲酒運転撲滅条例の周知に努めましょう。 ○ アルコールが運転操作に与える影響やアルコールの分解に要する時間等について理解を深める広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 飲酒運転撲滅宣言企業（宣言の店）への登録及びハンドルキーパー運動を促進しましょう。	○ 歩行者と運転者双方の交通安全意識を高める横断歩道マナーアップ運動を推進しましょう。 ○ 街頭での交通安全指導、通学路等における保護誘導活動を推進しましょう。 ○ 反射材用品等の着用をはじめ、自らの安全を守るための交通行動を促す広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ セーフティ・サポートカーの普及を促進しましょう。	○ 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底を図る広報啓発活動や交通安全教育を推進しましょう。 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しましょう。 ○ 福岡県自転車条例の周知に努めましょう。
○ ウェブサイトやSNS等による情報発信に積極的に取り組みましょう。			

※1 自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 ③ 夜間はライトを点灯 ④飲酒運転は禁止 ⑤ヘルメットを着用